



令4監理第5号の(72)
令和4年9月20日

(株) ミツヤマ

密山 一雄 様

山口県知事 村岡 嗣 政



特定建設業の許可について（通知）

令和4年8月24日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 山口県知事 許可（特一4）第 16668 号
許可の有効期間 令和4年9月16日から令和9年9月15日まで
建設業の種類

土木工事業
石工事業
舗装工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和9年8月16日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)